

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

牛久市

1 促進計画の区域

別紙「牛久市促進計画区域図」に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

牛久市は、茨城県の南部、東京の北 50km にあり、常磐線など交通の利便性を背景に都市化が進む一方、里山など多くの自然が残されている。気候も温暖なことから、河川流域に水田が連なるほか、平坦で広大な畑では、大根、小菊や西瓜など多品目の野菜が栽培されるなど、都市近郊型農業が営まれている。

市の周辺には牛久沼や霞ヶ浦が位置していることから、農業の面からも面源負荷軽減対策が求められており、一部で有機野菜や化学肥料・化学合成農薬を 5 割低減する特別栽培による稲作など、環境保全型農業の実践が進行中である。

今後も都市化・農村の混住化はさらに進むことが見込まれており、農業用水路や農道などの保安全管理に対する担い手への負担軽減や農村集落の機能維持が課題となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 促進計画の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	農業振興地域内の農用地（但し、多面的機能の発揮の観点から必要と認められる農用地）	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（多面的機能支払）
②	農業振興地域内の農用地	法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払）

4 促進計画の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。

なお、市は、予算の範囲内において、3に掲げる事業を実施する実施主体に対し、当該事業の実施に要する経費の一部を補助することができる。